

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター臨床研究部運営規程

(設置)

第1条 独立行政法人国立病院機構仙台医療センターに臨床研究部（以下、研究部）を置く。

(目的)

第2条 本研究部は、主に循環器病、悪性腫瘍、成育、ウイルス性疾患等に関する臨床研究を推進し、これら疾患の病因と発生機序の解明および診断法と治療法の開発を目指すものとする。また、医薬品等の臨床試験に関する研究およびその管理を行う。

(部長)

第3条 本研究部に臨床研究部長（以下、部長）を置く。

2 部長は、院長の指揮監督を受け、業務を掌理する。

(組織)

第4条 本研究部に次の研究室を置く。

(1) 病因研究室（ウイルスセンター）、(2) がん病態研究室、(3) 循環病態研究室、(4) 再生医療研究室、(5) 医療の質管理研究室。

2 研究室にそれぞれ室長を置く。

3 室長は、部長の命を受け、当該研究室等の目指す研究成果の向上につとめる。

4 各研究室に副室長および研究員を置くことができる。副室長および研究員は、部長および室長の命を受け、当該研究室の研究活動に従事する。

(選任基準)

第5条 室長については本研究部の目的に関連する研究分野について優れた知識および経験を有する医長から選任する。また副室長および研究員についてはこれに準ずる者および研究に意欲を有する医師等を選任する。

(運営会議)

第6条 本研究部の円滑な運営を図るため臨床研究部運営会議を置く。

2 本会議の構成は院長、副院長、統括診療部長、臨床研究部長、各研究室長、治験管理室長、薬剤科長、看護部長、事務部長、企画課長、管理課長および院長が指名した者とし、臨床研究部長が議長をつとめる。

3 本会議は本研究部における予算と決算、管理、研究の推進に関する事項等について審議する。

4 本会議は年1回以上開催し、議事録を管理課が記録し保管する。

(研究の計画、成果発表および報告)

第7条 部長、室長、副室長および研究員は、本研究部の目的に沿う範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 本研究部の部長、室長、副室長および研究員は、研究成果について自らの判断で公表することができる。また公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

3 本研究部は定期的に研究発表会を開催し研究成果の検討を行う。

4 本研究部は当該年度の研究成果の報告を翌年度の5月末日までに独立行政法人国立病院機構本部に提出するものとする。

附則：1. この規程は平成11年4月1日から施行する。

2. 平成14年6月1日一部改定。

3. 平成16年4月1日一部改定。

4. 平成17年4月1日一部改定。

5. 平成20年4月1日一部改定。